

令和7年6月3日招集

## 令和7年第4回琴浦町議会定例会

### 議案説明付属資料

議案第 60 号	琴浦町公民館条例の一部改正について……………	1
議案第 61 号	琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について…………	2
議案第 62 号	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	3
議案第 63 号	琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について…………	4
議案第 64 号	令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)……………	5
議案第 65 号	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	10
議案第 66 号	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	11
議案第 67 号	令和7年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)……………	12
議案第 68 号	建設工事請負契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕…………	13
議案第 69 号	建設工事請負契約の締結について〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕…………	14
議案第 70 号	財産の取得について(町営バス車両)……………	16
議案第 71 号	財産の取得について(食器、食缶等洗浄機システム)……………	17
議案第 72 号	町道路線の変更について……………	18
議案第 73 号	町道路線の認定について……………	22
議案第 74 号	琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……………	26

令和7年6月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例																																
議案番号	議案第60号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について																																		
目的	新ふなのえこども園・成美地区公民館の完成に伴い、成美地区公民館の位置を変更する。																																				
内容	<p><b>1 概要</b></p> <p>【第2条】成美地区公民館の所在地番の変更  琴浦町大字<u>佐崎 12 番地 1</u> → 琴浦町大字<u>出上 131 番地 1</u></p> <p>・新施設完成に伴い、令和7年9月以降は新施設での運営となることから、新築した施設の住所に移転するもの</p> <p><b>2 改正内容（位置の変更）</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">改正後</th> <th style="width:50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">(名称及び位置)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字出上131番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="text-align:center;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字佐崎12番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>					改正後	改正前	(名称及び位置)		第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字出上131番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字出上131番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村	略			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字佐崎12番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字佐崎12番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村	略		
	改正後	改正前																																			
(名称及び位置)																																					
第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字出上131番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字出上131番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村	略			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">名称</th> <th style="width:33%;">位置</th> <th style="width:33%;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立成美地区公民館</td> <td>琴浦町大字佐崎12番地1</td> <td>大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字佐崎12番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村	略														
名称	位置	対象区域																																			
略																																					
琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字出上131番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村																																			
略																																					
名称	位置	対象区域																																			
略																																					
琴浦町立成美地区公民館	琴浦町大字佐崎12番地1	大字出上 勝田 西宮 佐崎 太一 垣 中村																																			
略																																					
補足事項	附則 この条例は、教育委員会規則の定める日から施行する。																																				

令和7年6月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第61号	議案名	琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について			
目的	一般社団法人等各種法人への町職員専従派遣が可能となるよう、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>脱炭素先行地域（環境省）の認定を受け、倉吉市、北栄町、琴浦町が連携して、脱炭素化と地域の振興を推進し、ローカルカーボンニュートラル2050に向けた持続可能な地域社会を実現するため、一般社団法人を設立して取り組みを進める予定となっている。</p> <p>公益的法人への町職員専従派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「法」。）を根拠法としての派遣が可能であり、派遣先法人等は条例で定める事となっている。今回の改正は、上記一般社団法人等への町職員の専従派遣を可能とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p><b>【派遣対象となる法人：法並びに条例において規定。法人名は規則委任】</b></p> <p>業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関係を有し、町がその施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要な下記の法人</p> <p>①一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>②地方独立行政法人法に規定する一般地方独立行政法人 等</p> <p>2 改正内容（倉吉・北栄と同様の内容の改正 ※倉吉は条例制定）</p> <p>（1）派遣可能な公益的法人について上記対応を行うための改正</p> <p>（2）派遣職員が派遣先団体において従事する業務が、地方公共団体と共同して行う業務、地方公共団体の事務・事業を補完・支援する業務で、その実施により地方公共団体の事業の効率的・効果的实施が図られる際には、法に基づき派遣職員に町から給与の支給が可能であり、その支給に関する給与費目整理等の所要の改正</p> <p>（3）派遣職員の退職手当の調整に関する事項の規定</p> <p>（4）特定法人（町が資本金を出資している株式会社で上記の公益的法人と同様の性格を備えるもの）への職員退職派遣並びに復職について、派遣対象とならない職員、派遣職員給与に関する事項等の規定</p>					
補足事項	施行期日 公布の日から施行する。					

令和7年6月議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第62号	議案名	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
目的	超過勤務の免除の対象となる子の範囲拡大について、国家公務員と同様の措置を行うため所要の改正を行うもの。				
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>令和6年人事院勧告において人事院が行った公務員人事管理に関する報告の「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目の各種改善事項実施の一環で、国家公務員について、超過勤務の免除の対象となる子の範囲が「3歳未満の子」となっているものを「小学校就学前の子」に拡大されているのに合わせ、同様の措置を琴浦町職員（正規職員、会計年度任用職員両方）に対して適用するために所用の改正を行うもの。</p>				
補足事項	施行期日 公布の日から施行する。				

令和7年6月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例												
議案番号	議案第63号	議案名	琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について														
目的	新ふなのえこども園・成美地区公民館の完成に伴い、ふなのえこども園の位置を変更する。																
内容	<p><b>1 概要</b> 新ふなのえこども園・成美公民館の完成に伴い、条例に記載されているふなのえこども園の位置を変更する。</p> <p><b>2 改正内容（位置の変更）</b></p>																
	改正後		改正前														
	別表(第2条関係)		別表(第2条関係)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立ふなのえこども園</td> <td>琴浦町大字出上 <u>131番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		琴浦町立ふなのえこども園	琴浦町大字出上 <u>131番地1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>琴浦町立ふなのえこども園</td> <td>琴浦町大字佐崎 <u>12番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		琴浦町立ふなのえこども園	琴浦町大字佐崎 <u>12番地</u>			
名称	位置																
略																	
琴浦町立ふなのえこども園	琴浦町大字出上 <u>131番地1</u>																
名称	位置																
略																	
琴浦町立ふなのえこども園	琴浦町大字佐崎 <u>12番地</u>																
補足事項	施行期日 規則の定める日																

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算													
議案番号	議案第64号	議案名	令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)																
目的	町道等改良整備事業、新型コロナワクチン予防接種事業、脱炭素先行地域計画事業及び企業版ふるさと納税を活用した農林畜産業対策事業等を追加するほか、人事異動に伴う人件費の補正などを行うもの。																		
内容	1 補正額 <span style="float:right">[単位：千円]</span>																		
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">補正前予算額</th> <th style="width:33%;">補正額</th> <th style="width:33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,190,041</td> <td>5,578</td> <td>13,195,619</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	13,190,041	5,578	13,195,619							
補正前予算額	補正額	補正後予算額																	
13,190,041	5,578	13,195,619																	
内容	2 主な追加内容																		
	<p>歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p style="text-align:right">[単位：千円]</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">款名称等</th> <th style="width:40%;">補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>14,434</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>2,140</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>1,926</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>△30,322</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td>17,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,578</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p>(1) 町道等改良整備事業 [15,000 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p style="padding-left: 2em;">国の内示を受け、国庫支出金が増額となったことからこれを活用し、小学校の通学路に指定されている町道出上10号線について、歩行者の安全性向上を図るため、道路の拡幅及びカラー舗装等、道路改良工事を行う。</p> <p>イ 経費</p> <p style="padding-left: 2em;">町道出上10号線道路改良工事 [15,000 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p style="padding-left: 2em;">国庫支出金 [9,075 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">町債 [6,000 千円]</p> <p style="padding-left: 2em;">一般財源 [△75 千円]</p>						款名称等	補正額	国庫支出金	14,434	県支出金	2,140	繰入金	1,926	諸収入	△30,322	町債	17,400	合 計
款名称等	補正額																		
国庫支出金	14,434																		
県支出金	2,140																		
繰入金	1,926																		
諸収入	△30,322																		
町債	17,400																		
合 計	5,578																		

(2) 新型コロナワクチン予防接種事業 [△10,620 千円]

ア 事業説明

令和6年度に実施された国の新型コロナワクチン接種費助成金事業が終了となり、財源不足を一般財源で対応する。令和7年度から季節性インフルエンザなどの定期接種と同様の取扱いになったことから、接種にかかる自己負担額を4,500円（ただし生活保護対象者は自己負担無し）に増額し、町の負担額を変更する。

イ 対象者

65歳以上の方、60歳以上65歳未満で心臓等の障がいにより日常生活が極度に制限される方（変更なし）

ウ 経費

予防接種委託料 [△10,680 千円]

予防接種扶助費 [60 千円]

エ 財源

新型コロナワクチン接種費助成金 [△21,621 千円]

一般財源 [11,001 千円]

(3) 脱炭素先行地域計画事業 [300 千円]

ア 事業説明

脱炭素先行地域（環境省）の選定を受け、倉吉市、北栄町、琴浦町が連携して、脱炭素化とそれに通じた地域の振興を推進し、ローカルカーボンニュートラル2050に向けた持続可能な地域社会を実現するため一般社団法人を設立する。

イ 経費

出捐金 [300 千円]

ウ 財源

一般財源 [300 千円]

(4) 農業経営収入保険制度加入促進事業補助金 [368 千円]

ア 事業説明

農業経営を取り巻く環境が厳しい状況の中、収入減少に対応する収入保険制度加入に係る掛金の増額分の一部を県と協調し、緊急的に支援することにより加入促進を図る。

イ 経費

	<p>農業経営収入保険制度加入促進事業補助金 [368 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [368 千円]</p> <p>(5) 空調作業服購入助成事業 [1,180 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>農業者が安全に作業ができる夏場の高温対策として、空調作業服の購入経費を一部助成する。</p> <p>イ 経費</p> <p>空調作業服購入助成補助金 [1,180 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [1,180 千円]</p> <p>(6) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 [2,109 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>肉用牛について、標準的販売価格が標準的生産費用を下回ったため、肉用牛経営安定交付金（牛マルキン）が交付された。このことにより、積立金の単価上昇が生産者の負担を増大させている。積立金の上昇分の一部を県と協調し補助することにより、肉用牛肥育経営の安定化を図る。</p> <p>イ 経費</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金 [2,109 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [2,109 千円]</p> <p>(7) 森林環境保全支援事業 [1,216 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>県の森林整備方針は、間伐から皆伐再造林へシフトするが、町内の森林を適切に管理するには間伐が必要であることから、間伐による森林整備事業に対して補助する。</p> <p>イ 経費</p> <p>森林環境保全支援事業補助金 [1,216 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [1,216 千円]</p>
--	---

(8) 地域経済変動対策資金利子補給事業 [△21 千円]

ア 事業説明

アメリカ関税引上げによる経済変動や、為替相場の急激な変動による影響を受ける事業者に対し、経営の安定や事業継続に必要な融資について、その利子を県と協調して3年間補助する。あわせて過年度に実行した融資に対する利率が変更されたため増額して支援するほか、令和6年度の融資が確定したため減額する。

イ 経費

令和7年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金 [162 千円]  
令和7年度アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金 [162 千円]  
令和4年度燃油高騰対策特別金融支援事業補助金 [49 千円]  
令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金 [72 千円]  
令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金 [11 千円]  
令和6年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金 [△477 千円]

ウ 財源

県支出金 [△12 千円]  
一般財源 [△9 千円]

(9) 人件費に係る補正 [△10,354 千円]

ア 事業説明

人事異動に伴う人件費の補正を行うもの。

イ 経費

一般会計所属職員の本給、職員手当等 [△13,429 千円]  
会計年度任用職員報酬、職員手当等 [3,075 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [1,176 千円]  
県支出金 [578 千円]  
一般財源 [△12,108 千円]

(10) 東伯総合公園改修事業 [0 千円]

ア 事業説明

スポーツ振興くじ助成金の交付金額(内示)に基づき、財源の組替を行う。

イ 財源

スポーツ振興くじ助成金 [△9,600 千円]

	町債	[9,600 千円]															
	3 債務負担行為 追加	[単位：千円]															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金</td> <td>令和8年度から 令和10年度まで</td> <td style="text-align: right;">696</td> </tr> <tr> <td>令和7年度アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金</td> <td>令和8年度から 令和10年度まで</td> <td style="text-align: right;">696</td> </tr> <tr> <td>地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）</td> <td>令和8年度</td> <td style="text-align: right;">1,999,000</td> </tr> <tr> <td>地域総合整備資金貸付保証料補助事業（令和8年度）</td> <td>令和9年度から 令和13年度まで</td> <td style="text-align: right;">49,975</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	期 間	限度額	令和7年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	696	令和7年度アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	696	地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）	令和8年度	1,999,000	地域総合整備資金貸付保証料補助事業（令和8年度）	令和9年度から 令和13年度まで	49,975	
事 項	期 間	限度額															
令和7年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	696															
令和7年度アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	696															
地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）	令和8年度	1,999,000															
地域総合整備資金貸付保証料補助事業（令和8年度）	令和9年度から 令和13年度まで	49,975															
補足事項																	

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第65号	議案名	令和7年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)									
目的	国の制度改正に伴うシステム改修費の増額補正を行うもの。											
内 容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,834,613</td> <td>407</td> <td>1,835,020</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	1,834,613	407	1,835,020
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
1,834,613	407	1,835,020										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費 [407千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>国の制度改正(70才以上に係る高額療養費制度の低所得I区分の基準の見直し)に伴い、国民健康保険システムに係る改修費用の増額補正を行うもの。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>高額療養費制度(70歳以上)の低所得I区分(住民税非課税[所得が一定以下])の基準については、年金収入80万円以下であるが、令和6年(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が806,700円となり、80万円を超えることから、基準額の見直しを行い、806,700円と改正されるもの。(令和7年8月施行予定)</p> <p>イ 経費</p> <p>国民健康保険システム改修委託料 [407千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>県支出金(特別調整交付金) [407千円]</p>												
補足事項												

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第66号	議案名	令和7年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)									
目的	国の制度改正に伴い、資格確認書を被保険者全員に送付するよう変更となったことに伴い、増額補正を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>317,829</td> <td>899</td> <td>318,728</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	317,829	899	318,728
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
317,829	899	318,728										
<p>2 主な計上内容</p> <p>【歳入】</p> <p>(1) 一般会計繰入金 [899千円]</p> <p>ア 事業説明 事務費繰入金の増額に伴う補正を行うもの。</p> <p>【歳出】</p> <p>(1) 総務管理費 [899千円]</p> <p>ア 事業説明 資格確認書を被保険者全員に送付するように変更となったことに伴い、役務費の増額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 役務費 [899千円]</p> <p>ウ 財源 一般会計繰入金(事務費繰入金) [899千円]</p>												
補足事項												

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算											
議案番号	議案第67号	議案名	令和7年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)														
目的	国庫補助金の交付決定に伴い、資本的収入の予算組換えを行うもの。																
内容	1 補正額																
	<p>■収入 <span style="float: right;">単位：千円</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">補正前予算額</th> <th style="width: 20%;">補正額</th> <th style="width: 30%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td style="text-align: right;">363,488</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">363,488</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td style="text-align: right;">641,300</td> <td style="text-align: right;">△83</td> <td style="text-align: right;">641,217</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的収入	363,488	0	363,488	資本的収入	641,300	△83
区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
収益的収入	363,488	0	363,488														
資本的収入	641,300	△83	641,217														
内容	2 主な計上内容																
	<p>(1) 収入 資本的収入[△83千円]</p> <p>ア 企業債</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 財政融資資金[△53,400千円]</p> <p style="margin-left: 40px;">中央監視装置分の国庫補助金の交付決定に伴い、当初予算で財源としていた企業債の減額を行うもの。</p> <p style="margin-left: 40px;">a 水道事業債 [△29,400千円]</p> <p style="margin-left: 40px;">b 過疎対策事業債[△24,000千円]</p> <p>イ 補助金</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 国庫補助金 [53,317千円]</p> <p style="margin-left: 40px;">中央監視装置に係る国庫補助金(地方創成交付金デジタル実装型)の交付決定に伴い増額を行うもの。</p>																
補足事項																	

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第68号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕			
目的	令和7年5月22日に執行した限定公募型指名競争入札、東伯総合公園サッカー場改修工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>1 契約内容</p> <p>(1) 工事名 東伯総合公園サッカー場改修工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字田越</p> <p>(3) 工事完成期限 令和8年1月30日</p> <p>(4) 請負金額 286,000,000円</p> <p>(5) 契約の方法 限定公募型指名競争入札</p> <p>(6) 入札業者数 3業者</p> <p>(7) 落札率 97.9%</p> <p>(8) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1</p> <p>イ 氏名 馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 馬野建設(株) 代表取締役社長 馬野 慎一郎</p> <p>(9) 工事内容</p> <p>東伯総合公園サッカー場を天然芝から人工芝へ改修を行うもの</p>					
補足事項						

令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第69号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕			
目的	令和7年5月27日に執行した指名競争入札、町道立石台街路1号線道路改良工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>1 契約内容</p> <p>(1) 工事名 町道立石台街路1号線道路改良工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 令和8年1月9日</p> <p>(4) 請負金額 50,600,000円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 入札業者数 9業者</p> <p>(7) 落札率 98%</p> <p>(8) 契約者</p> <p>ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6</p> <p>イ 氏名 株式会社チュウブ</p> <p>(9) 工事内容</p> <p>町道立石台街路1号線は、擁壁のブロック積が経年の劣化等により、クラックが入って上部が沈下する等、危険な状態になっているため、既存のブロック積の上から補強土壁を設置する。</p>					
補足事項						

# 工事位置図

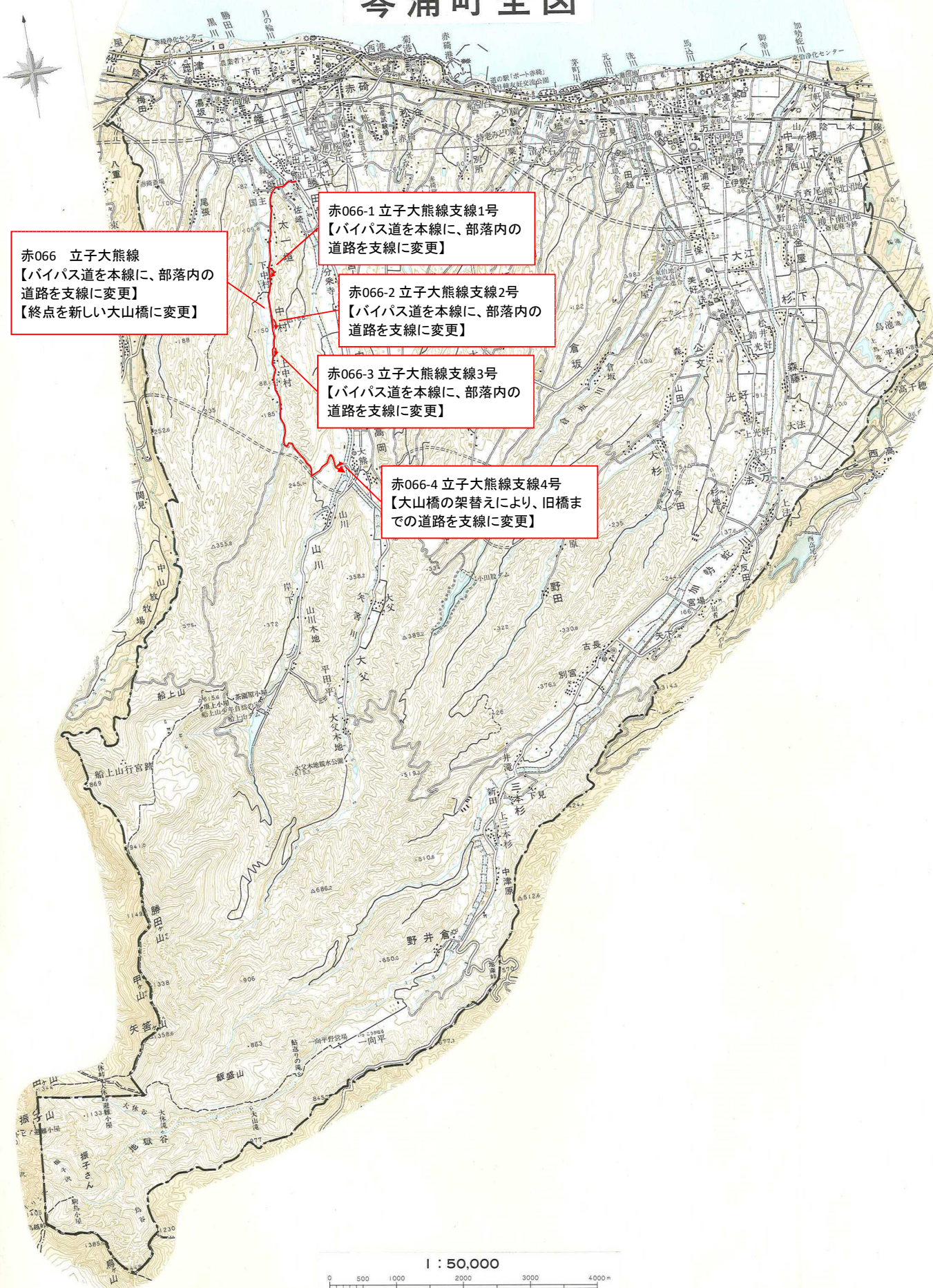


令和7年6月定例議会 議案概要		担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第70号	議案名	財産の取得について(町営バス車両)		
目的	町営バス車両を購入するに当たり、財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>町営バス車両は平成26年に取得したものであるが、10年を経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>町営バス車両を購入するにあたり、議会の議決を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取得財産 町営バス車両 1台</li> <li>2 入札日 令和7年5月22日</li> <li>3 契約金額 10,250,000円</li> <li>4 受注者 株式会社 JA中央サービス琴浦自動車センター</li> <li>5 納期限 令和8年3月19日</li> <li>6 契約の方法 指名競争入札</li> <li>7 入札業者数 3業者</li> <li>8 落札率 93.1%</li> <li>9 仕様等 マイクロバス、33人乗り</li> </ol>				
補足事項					

令和7年6月議会 議案概要		担当課	教育総務課	種別	その他
議案番号	議案第71号	議案名	財産の取得について(食器、食缶等洗浄機システム)		
目的	<p>学校給食センターで使用する食器、食缶等洗浄機システムを購入するに当たり、財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。</p>				
内容	<p>食器、食缶等洗浄機システムは、平成21年に導入したものであるが、16年を経過し、性能が経年朽化により低下している。安全な状態で給食を提供するためにシステムの更新を行う。</p> <p>食器、食缶等洗浄機システムの購入契約を締結するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得財産 食器、食缶等洗浄機システム</li> <li>2. 入札日 令和7年5月22日</li> <li>3. 落札金額 78,710,500円</li> <li>4. 受注者 山陰アイホー調理機株式会社</li> <li>5. 納期限 令和8年3月27日</li> <li>6. 契約の方法 指名競争入札</li> <li>7. 入札業者数 3者</li> <li>8. 落札率 91.0%</li> </ol>				
補足事項					

令和7年6月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第72号	議案名	町道路線の変更について		
目的	<p>町道立子大熊線（本線）は、橋梁架替工事により、新しい大山橋に終点が変更となることから路線の延長等を変更する。</p> <p>また、町道立子大熊線は、現在の台帳では一部区間が部落内を通る道路となっているが、周辺の圃場整備や道路改良工事によりバイパス道が整備されたため、バイパス道を町道立子大熊線（本線）とし、部落内を通る道路を、町道立子大熊線支線1号、町道立子大熊線支線2号に変更する。</p>				
内容	○町道を変更する路線				
	整理番号	町道路線名	変更前延長(m) 幅員(m)	変更後延長(m) 幅員(m)	
	赤066	立子大熊線	6096.5 3.0～21.7	6059.3 3.0～16.7	
	赤066-1	立子大熊線支線1号	109.5 6.0～21.7	140.0 5.0～27.5	
	赤066-2	立子大熊線支線2号	119.0 6.5～33.0	129.0 5.5～16.0	
	3路線延長 合計			6325.0	6328.3
補足事項					

# 琴浦町全図



赤066 立子大熊線  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】  
【終点を新しい大山橋に変更】

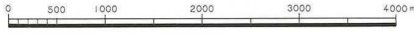
赤066-1 立子大熊線支線1号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

赤066-2 立子大熊線支線2号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

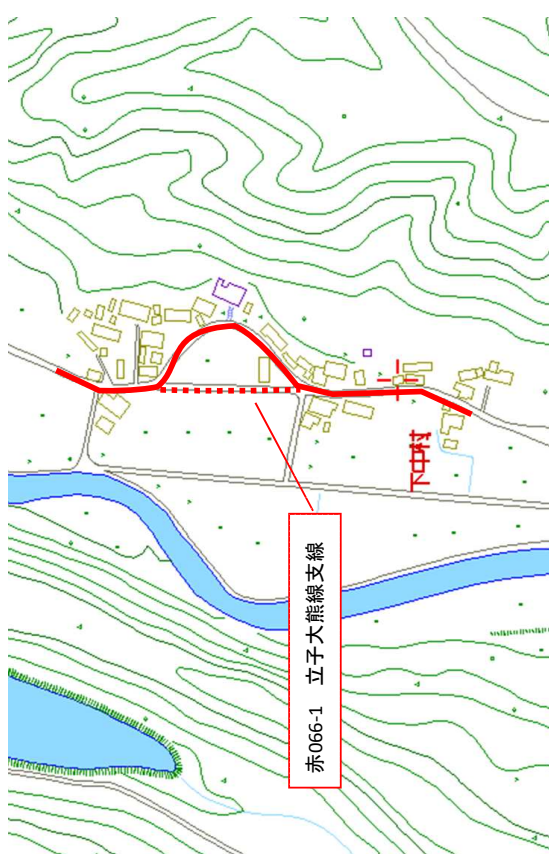
赤066-3 立子大熊線支線3号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

赤066-4 立子大熊線支線4号  
【大山橋の架替えにより、旧橋までの道路を支線に変更】

1 : 50,000



変更前



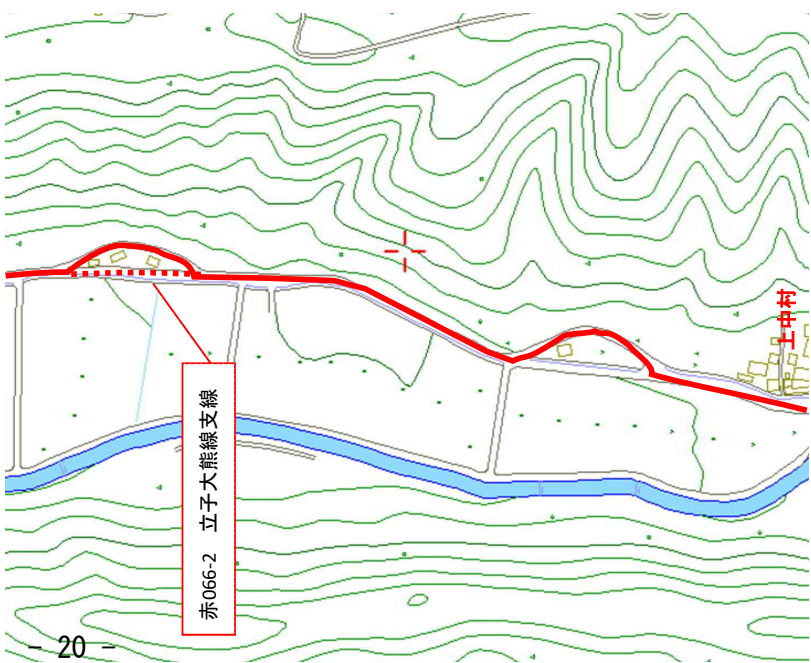
赤066-1 立子大熊線支線



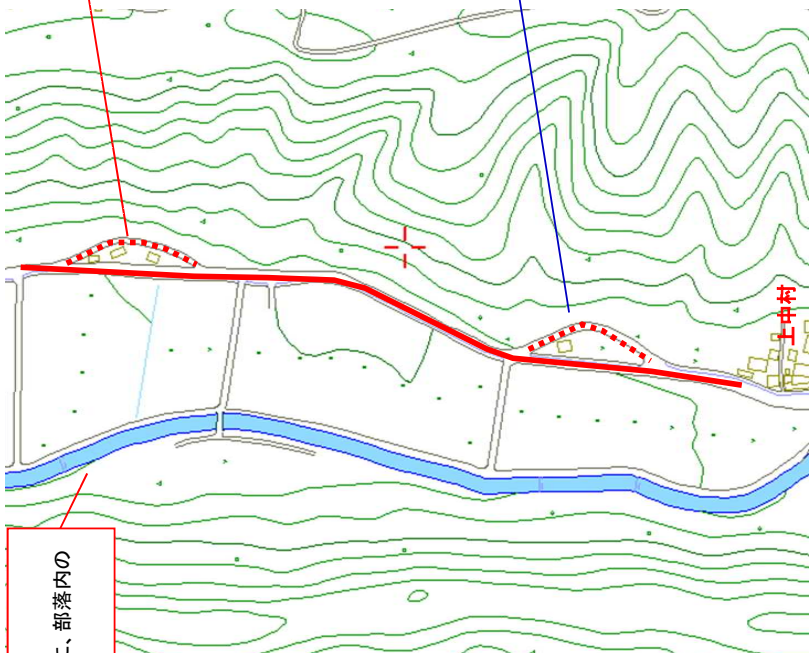
赤066 立子大熊線支線1号  
【バイパス道を本線に、部落内の道  
路を支線に変更】

※町道立子大熊線が、周  
辺の圃場整備や道路改良  
工事により、バイパス道が  
整備されたため、バイパス  
道を本線とし、部落内を通  
る道路を支線にする形で  
町道の変更を行う。

変更後



赤066-2 立子大熊線支線



赤066 立子大熊線  
【バイパス道を本線に、部落内の  
道路を支線に変更】

赤066 立子大熊線支線2号  
【バイパス道を本線に、部落内の道  
路を支線に変更】

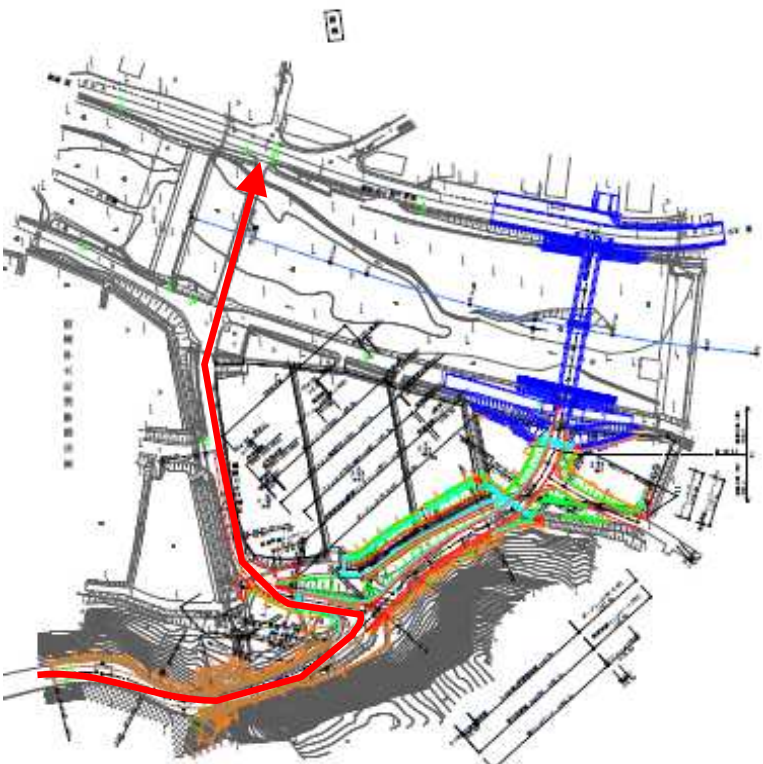
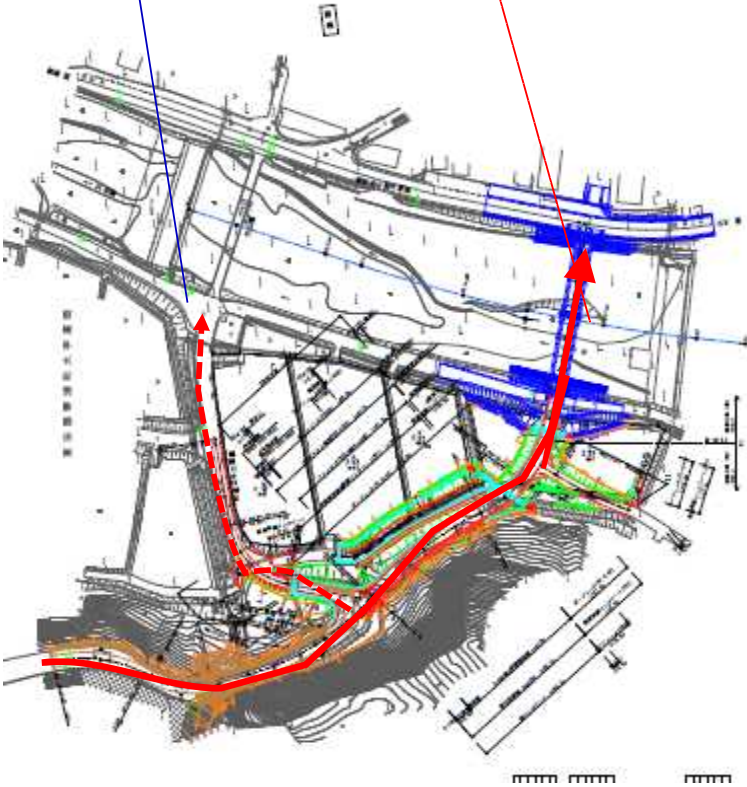
赤066 立子大熊線支線3号  
【部落内の道路を支線に新規認定】

変更前

変更後

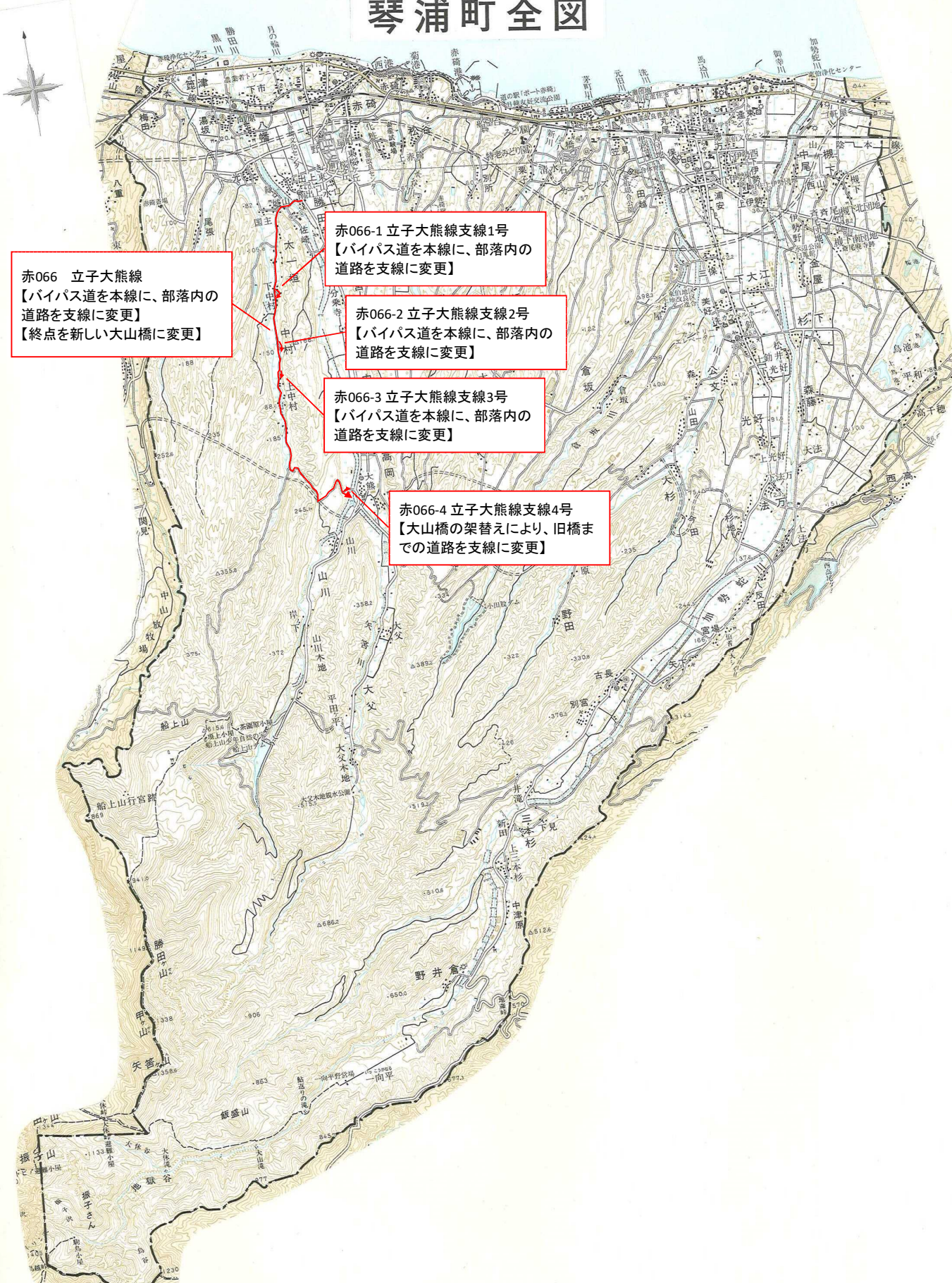
赤066 立子大熊線支線4号  
【廃道となった旧橋への接続道路を  
支線に新規認定】

赤066 立子大熊線  
【橋梁工事により、新しい大山橋  
に終点および路線を変更】



令和7年6月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他												
議案番号	議案第73号	議案名	町道路線の認定について														
目的	<p>中村部落内を通る本路線は広く住民に利用されている実態があることから、町道認定することにより有利な財源を確保し、今後とも適切な維持管理を行うため、町道立子大熊線支線3号として認定する。</p> <p>新橋となる大山橋の橋梁工事に伴い町道立子大熊線が変更となることから旧橋に取り付く既存の道路を支線に認定することにより有利な財源を確保し、今後とも適切な維持管理を行うため、町道立子大熊線支線4号として認定する。</p>																
内容	○町道として認定する路線																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>町道路線名</th> <th>延長(m) 幅員(m)</th> <th>町道に移管する路線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤 066-3</td> <td>立子大熊線支線3号</td> <td>125.9 2.7~15.8</td> <td>中村部落内路線</td> </tr> <tr> <td>赤 066-4</td> <td>立子大熊線支線4号</td> <td>120.3 4.3~10.5</td> <td>町道立子大熊線</td> </tr> </tbody> </table>					整理番号	町道路線名	延長(m) 幅員(m)	町道に移管する路線名	赤 066-3	立子大熊線支線3号	125.9 2.7~15.8	中村部落内路線	赤 066-4	立子大熊線支線4号	120.3 4.3~10.5	町道立子大熊線
	整理番号	町道路線名	延長(m) 幅員(m)	町道に移管する路線名													
赤 066-3	立子大熊線支線3号	125.9 2.7~15.8	中村部落内路線														
赤 066-4	立子大熊線支線4号	120.3 4.3~10.5	町道立子大熊線														
補足事項																	

# 琴浦町全図



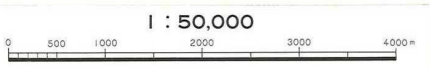
赤066 立子大熊線  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】  
【終点を新しい大山橋に変更】

赤066-1 立子大熊線支線1号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

赤066-2 立子大熊線支線2号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

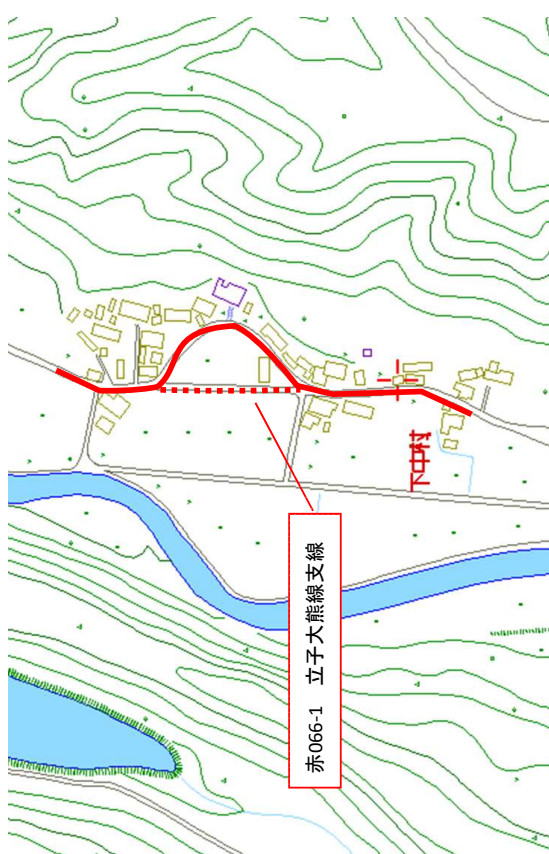
赤066-3 立子大熊線支線3号  
【バイパス道を本線に、部落内の道路を支線に変更】

赤066-4 立子大熊線支線4号  
【大山橋の架替えにより、旧橋までの道路を支線に変更】



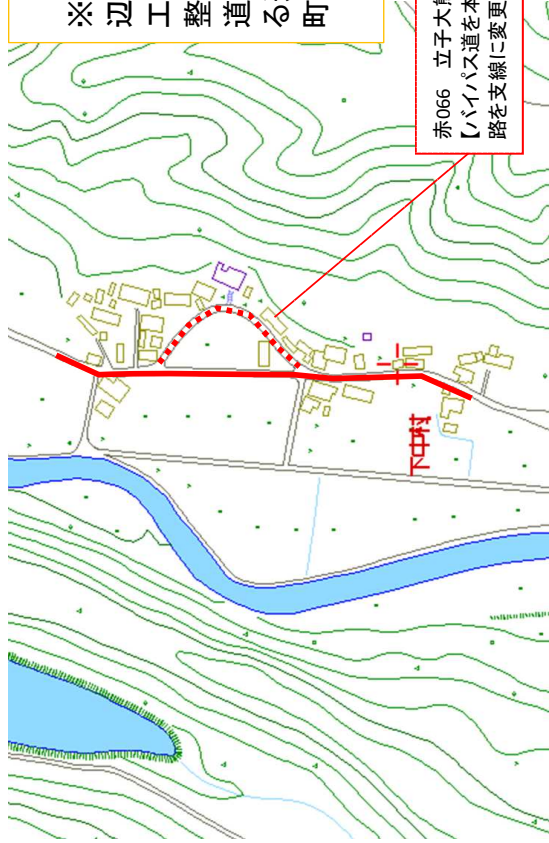
1 : 50,000

変更前



赤066-1 立子大熊線支線

変更後



赤066 立子大熊線支線1号  
【バイパス道を本線に、部落内の道を支線に変更】

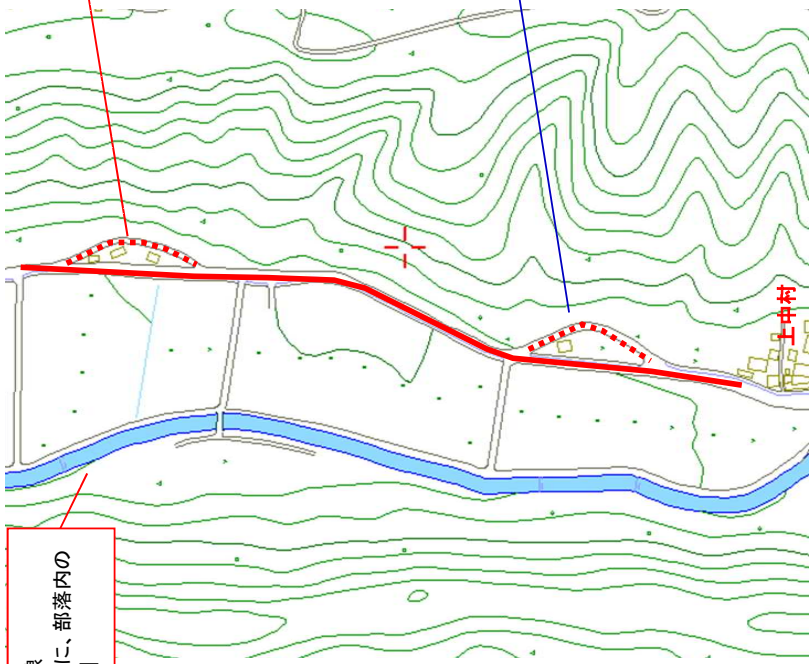
※町道立子大熊線が、周辺の圍場整備や道路改良工事により、バイパス道が整備されたため、バイパス道を本線とし、部落内を通る道路を支線にする形で町道の変更を行う。

変更前



赤066-2 立子大熊線支線

変更後



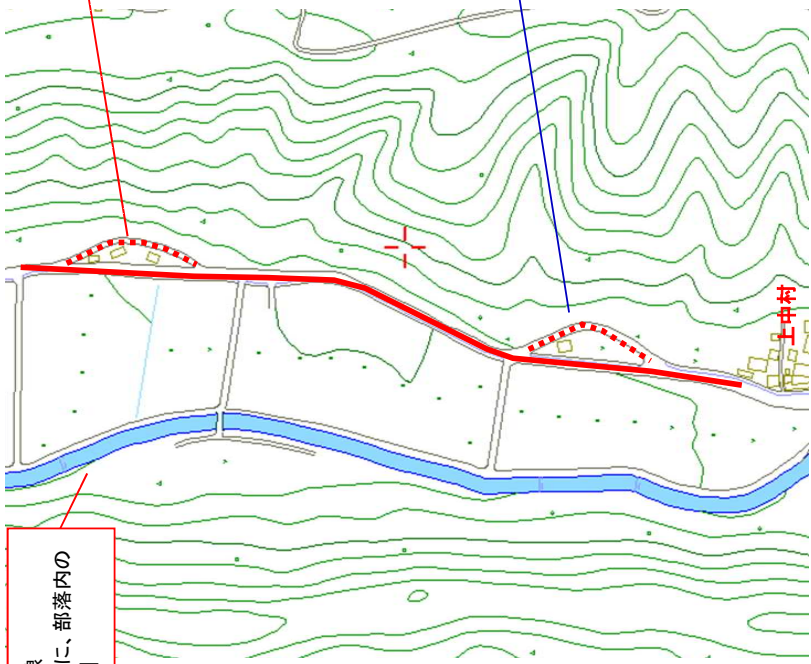
赤066 立子大熊線支線2号  
【バイパス道を本線に、部落内の道を支線に変更】

赤066 立子大熊線支線3号  
【部落内の道路を支線に新規認定】

変更前



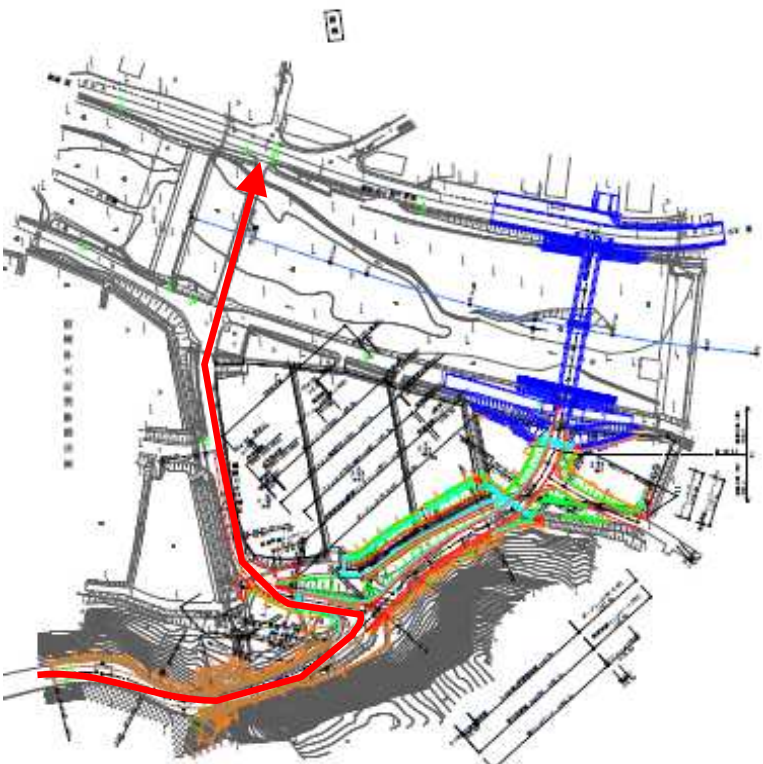
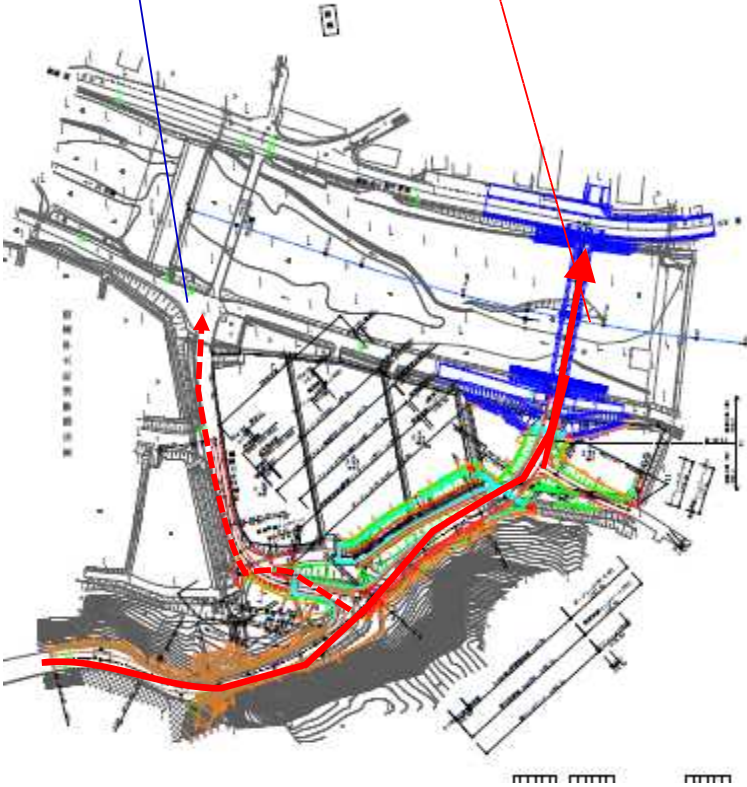
変更後



赤066 立子大熊線支線3号  
【部落内の道路を支線に新規認定】

赤066 立子大熊線支線4号  
【廃道となった旧橋への接続道路を  
支線に新規認定】

赤066 立子大熊線  
【橋梁工事により、新しい大山橋  
に終点および路線を変更】



令和7年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第74号	議案名	琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて			
目的	<p>琴浦町以西財産区管理委員が1名欠員となったことに伴い、琴浦町財産区管理会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により補欠の委員を選任しようとするもの。</p>					
内容	<p>1 概要</p> <p>7名の管理委員を以って組織される以西財産区管理会について、1名欠員が生じているため、補欠の委員を選任するもの。</p> <p>なお、任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 氏名 高力 信宏(こうりき のぶひろ)</p> <p>(2) 任期 同意日から令和8年7月22日まで</p>					
補足事項						